

屋外照明器具LED化事業 質問に対する回答

No.	質問内容	回答
1	12参加表明書(2)提出書類④の商業登記簿謄本ですが、現在法務局に登記内容変更の申請中のため、最新の証明書を入手出来るのが10月下旬以降となり、提出期限に間に合いませんので、証明書が準備出来次第の提出でも可としていただけないでしょうか。	証明書が準備出来次第の提出でも可とします。参加表明書提出時に、その旨を記載した任意書類を提出願います。ただし、提案書提出時に間に合わない際には失格とします。
2	12参加表明書(2)提出書類⑦会社概要c様式第6号、⑩各資格者免許証の写しについては、事業役割のみでも提出が必要でしょうか。	⑦会社概要 d 有資格技術職員内訳表（様式第6号）については、構成員全ての提出となるため必要となります。あわせて、⑩各資格者免許証の写しの提出も必要となります。
3	実施要領 頁2 大3 中(4) E S C O設備の更新対象となる設備で交換対象となる照明器具数量表の明細（水銀灯・蛍光灯・その他）と仕様書の別紙1 照明器具数量表の明細内容が一致しておりません。仕様書の別紙1 照明器具数量表を事業試算の対象としてよろしいでしょうか。	仮定条件により異なる箇所がございますので、別紙1 照明器具数量表を事業試算の対象としてください。
4	実施要領 頁5 大7 中カ 「応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない」とありますが、資本関係や人的関係がある企業が別々のグループを構成し、本事業に応募することは出来ないという認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
5	実施要領 頁8 大12 中(2)小⑥ 財務諸表にキャッシュフロー計算書と記載がございますが、基本的にキャッシュフロー計算書は上場企業のみで作成義務がございます。非上場の場合は、不要という認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
6	実施要領 頁10 大15 中(3)小ウ 「市内業者を活用することを確認できる書類」として、提案書等に市内工事業者からの関心表明書を添付したいと考えていますがよろしいでしょうか。	よろしいです。
7	実施要領 頁10 大16 中(1) プレゼンテーション時に提案書(様式)とは別に提案書に基づいたプレゼンテーション資料（パワーポイント）の作成、使用は可能という解釈でよろしいでしょうか。	よろしいです。
8	実施要領 別表2 リスク・責任分担表 第三者賠償の二次災害は賠償範囲に含まないという認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
9	仕様書 頁2 大4 中(1)小(イ) 公平性担保の為、デザイン灯などに使用するアダプタの数量をご教示下さい。	当市で把握しているデータでは、アダプタの数量は不明ですので、現地調査にてご確認ください。
10	仕様書 頁4 大4 中(6)小(エ) 「受注者は、E S C O設備について、自己の負担で保険に加入することとする。ただし、加入する種類、内容は本市と協議の上定めるものとする。」とありますが、プロポーザル選定における保険の詳細は、事業者の提案内容による、という解釈でよろしいでしょうか。（天災等の内容によっては、保険の免除事項に該当する可能性があるため）	よろしいです。

屋外照明器具LED化事業 質問に対する回答

No.	質問内容	回答
11	仕様書 頁4 大4 中(7) 小(ア) LED防犯灯の新設(10VA・300灯)は、すべて電柱共架による設置、という解釈でよろしいでしょうか。 (独立柱や基礎は見込まない、という解釈)	よろしいです。ただし、単独柱の設置が必要となる個所については、不足額ついて設置時に協議することとします。
12	仕様書 頁5 大4 中(11) 小(イ) 事業費に見込む為に、ESCOサービス期間中に貴市に移管が想定される照明灯の数量をご教授ください。	防犯灯 50灯程度、公園灯 110灯程度を想定しています。
13	仕様書 頁5 大4 中(11) 小(ウ) 「民地内に設置されている照明および電線に同一敷地内の樹木が支障を及ぼす場合は、土地所有者に承諾をもらい、支障のないように剪定をすること。」とありますが、樹木の剪定費用は事業者で見込めないため、費用が発生する場合は、貴市負担でよろしいでしょうか。	民地内の樹木剪定の費用については、原則として樹木所有者(土地所有者)の負担とします。
14	仕様書 頁5 大4 中(11) 小(ウ) 「民地内に設置されている照明および電線に同一敷地内の樹木が支障を及ぼす場合は、土地所有者に承諾をもらい、支障のないように剪定をすること。」と記載ありますが、土地の所有者への第一報連絡は、昨今の治安状況を踏まえ貴市でご対応お願いできないでしょうか。(見知らぬ業者からの市民への連絡は怪しまれコンタクトが取れないことを懸念しております)	事業者から土地所有者へのコンタクト前に、市から第一報として文書による通知をします。
15	仕様書 頁6 大5 中(1) 小(ス) 公平性担保の為、調光又は人感センサーにより点灯・消灯される既設照明器具数量をご教示ください。	当市で把握しているデータでは、調光又は人感センサーにより点灯・消灯される既設照明器具数量は不明ですので、現地調査にてご確認ください。
16	仕様書 頁6 大5 中(2) 小(オ) 公平性担保の為、既存道路照明灯に遮光機能が備わっている箇所は同等の機能を有する事とありますが、遮光機能を持つ照明灯の数量をご教示ください。	当市で把握しているデータでは、遮光機能が備わっている既存道路照明灯数量は不明ですので、現地調査にてご確認ください。
17	仕様書 頁7 大6 中(1) 小(ア) ② 公平性担保の為、基本作業時間(平日9時から17時)の作業時間を想定していますが、時間外での作業となる数量・箇所をご教示ください。	幹線道路など通行規制をかけることにより、著しい交通障害が発生する恐れがある箇所については、交通量の少ない夜間作業等の可能性が想定されますが、休日・夜間の作業は協議の上、決定することとします。
18	仕様書 頁8 大6 中(2) 小(サ) LED照明器具及び部材等の置き場が必要な場合は本市と協議することと記載がございますが、市有地の空きスペースでコンテナを置いたりするための敷地は無償で借りられますでしょうか。	無償とします。
19	仕様書 別紙1 照明器具数量表 照明器具数量表のW数は、電力会社料金区分ではなく実際のランプ表記のW数と思われます。その場合、例えば400W水銀灯は415Wなので料金区分は500Wとなります。料金区分ではなくランプ表記のW数として試算するということではよろしいでしょうか。	数量表の記載は、設置されたランプの実ワット数です。料金の計算にあたっては、料金区分に応じた積算をお願いします。

屋外照明器具LED化事業 質問に対する回答

No.	質問内容	回答
20	仕様書 別紙1 照明器具数量表 照明器具数量表の最下段の不明（HF400Wと仮定）についてですが、道路照明灯の不明70灯は道路照明器具、公園灯の不明181灯は公園灯器具、その他7灯は投光器で、HF400Wとの解釈でよろしいでしょうか。	よろしいです。
21	記載なし 契約保証金は免除という解釈でよろしいでしょうか。	よろしいです。
22	記載なし 参加表明提出書類等について、代表者名ではなく営業所長名にて参加を予定している場合、委任状は必要でしょうか。 また、必要な場合は任意書式でよろしいでしょうか。	契約書締結時における契約者名が営業所長名であれば、委任状の提出は不要となります。申請者名と契約者名が異なる際には、任意様式による委任状の提出をお願いします。
23	記載なし 契約約款について、本事業に関する約款が定められている場合、事前に確認することは可能でしょうか。 また、契約書の雛形があれば、開示願います。	本事業に関する約款および契約書の雛形はございません。
24	実施要領 頁2 (4)対象器具 管理対象照明器具に記載のある数量から上段の1,451灯を引いた数量（11,223灯（リース品9,900灯含む））はLED化済みとの認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
25	様式11号の2 維持管理費の削減額と記載ありますが、ベースラインに含む為、現状の維持管理費をご教示ください。	現状の維持管理費（修繕費）は6,350,000円／年です。
26	記載なし 貴市にて今後新設される照明は維持管理の対象外との認識でしょうか。（道路照明灯、公園照明灯など）事業者の維持管理に含める場合灯数をご教示ください。	質問No.12の回答のとおりです。
27	期間満了後は ESCO設備を市へ引渡す旨の記載がございますので、固定資産税はサービス料に含めない認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
28	効果検証報告の遅延や削減未達成があった場合、支払いが留保される旨が記載されていますが、留保対象となるのはサービス料全額ですか、それとも補償額・検証対象分相当額に限定されますでしょうか。	補償額・検証対象分相当額が対象となります。
29	リスク分担表において市中金利の変動は、事業者負担とされていますが、提案時（令和8年12月）から仮契約・本契約締結時（令和9年2月～3月）までの間に急激な金利上昇が生じた場合、サービス料の再協議や金利改定の協議に応じていただくことは可能でしょうか。	可能です。

屋外照明器具LED化事業 質問に対する回答

No.	質問内容	回答
30	ESCO事業の関連実績とは、事業者としてではなく、金融役割として取り組んだ実績を記載することで差し支えないでしょうか。	事業者ではなくとも、ESCO事業に関連した実績であれば実績として記載してください。
31	サービス期間中に事業者の過失でない事項等で第三者に損害が生じた場合、免責事項という認識でよろしいでしょうか	よろしいです。
32	事業者の責によらない天災等により、工期遅延となる場合、工事完工日に関する協議は可能でしょうか。また、事業者へのペナルティはございますでしょうか。	天災等による工事変更・中止・延期については、協議させていただきます。また、事業者の帰責事由による遅延が見受けられなければ、ペナルティはございません。
33	新規導入灯数が当初の想定を上回る場合、追加のサービス費用を頂けるという認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
34	サービス契約は債務負担行為の認識で宜しいでしょうか。	よろしいです。